

公益財団法人 沖縄県スポーツ協会優秀選手奨励金交付要項

(趣旨)

第1条 この要項は、公益財団法人沖縄県スポーツ協会定款第4条第2項の規定に基づき、本県のスポーツ振興と競技力向上対策の一環として、公益財団法人沖縄県スポーツ協会加盟団体から推薦のある選手が、国際大会に参加する場合には、奨励金を交付する。

(交付の基準)

第2条 奨励金は、当該選手が、全日本の代表選手として選抜され、次の各号に掲げる国際競技大会に派遣される場合に交付する。

- ① オリンピック・パラリンピック大会
- ② 世界選手権大会
- ③ アジア大会
- ④ ユニバーシアード、U19、U20、ジュニア、カデット等、年齢の上限を設けた大会

(奨励金の額)

第3条 奨励金の額は、予算の範囲内で交付する。ただし同一選手に対し年1回を原則とする。金額については別に定める。

(交付申請)

第4条 奨励金の交付を受けようとする加盟団体は、国際大会出発の10日前までに、当該選手の派遣を確認できる書類を添えて、公益財団法人沖縄県スポーツ協会優秀選手奨励金交付申請書(第1号様式)を公益財団法人沖縄県スポーツ協会理事長(以下「理事長」という。)に提出するものとする。

(報告)

第5条 奨励金の交付を受けた加盟団体は、当該競技大会の終了後2週間以内に、公益財団法人沖縄県スポーツ協会優秀選手奨励金実績報告書(第2号様式)を理事長に提出するものとする。

附則

- 1 この要項は、昭和59年 5月22日から施行する。
- 2 この要項は、平成 元年 4月 1日から施行する。
- 3 この要項は、平成10年 2月18日から施行する。
- 4 この要項は、公益財団法人沖縄県体育協会の設立の登記の日から施行する。
- 5 この要項は、平成27年 9月18日から施行する。
- 6 この要項は、平成29年 4月 1日から施行する。(平成29年 4月 1日専務理事決裁)
- 7 この要項は、平成31年 4月 1日から施行する。(平成31年 2月 6日専務理事決裁)
- 8 この要項は、令和 2年 4月 1日から施行する。
- 9 この要項は、令和 6年 4月 1日から施行する。(令和 6年 3月 7日専務理事決裁)

(第3条関係) 奨励金の額

1. オリンピック・パラリンピック大会は、10万円とする。
2. 世界選手権大会は、7万円以下とする。
3. アジア大会は、5万円以下とする。
4. ユニバーシアード、U19、U20、ジュニア、カデット等、年齢の上限を設けた大会においては、3万円以下とする。